

所管部長等名	市民環境部長 堀 泰彦
所管課・係名	廃棄物対策課 廃棄物対策係
課長名	山口 修

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	ごみ減量化対策事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	4	—	2	—	3
施策の体系 (八代市総合計画に における位置づけ)	基本目標(章)	5	人と自然が調和するまち	事業コード(大-中-小)	5	—	33	—	01
	施策の大綱(節)【政策】	3	環境にやさしいまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標	4	“やつしろ”の発展を支えるま ちづくり		
	施策の展開(項)【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目	2	暮らしの拠点づくり		
	具体的な施策と内容	1	ごみの減量化及び資源化の推進		施策小項目	1	「生活基盤」の整備		
事務事業の概要 (全体事業の内容)	○出前講座や環境学習による啓発活動 ○市報や新聞折込による啓発チラシの配付 ○FM番組出演による情報の発信 ○ 生ごみ堆肥化容器設置助成金の交付 ○ごみ減量アドバイザーの事業所訪問による啓発活動								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 ● 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()								
根拠法令、要綱等	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例								
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
	合併前			未定					

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	○市民(幼児、小中学生、各種団体、町内会等、各家庭など) ○事業者(多量排出事業者、個人事業者など)							
事業内容(手段、方法等)	○啓発活動 ・出前講座=幼児からお年寄りまでの各層に「ごみの分け方・出し方」等の講座によりごみの減量化、再資源化について啓発。 ・環境学習=保育園・小中学校で分別によるごみの減量と再資源化について啓発 ・情報発信=新聞・広報やつしろへのチラシ折込(年2回ずつ)とFM出演による情報発信 ・事業系ごみの減量=ごみ減量アドバイザーによる助言・指導 ○補助事業 ・生ごみ堆肥化容器等の購入費助成 ○状況調査 ・ごみ組成調査=集積所に出された有料指定袋(燃えるごみ)の内容を調査。資源物の混入度を調査し、減量化方策の資料とする。							
成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	・燃えるごみの減量化によりコストダウンと環境の保全を図る ・分別の推進により再資源化(地球資源の保全)を図る ・生ごみの堆肥化(有効利用)と減容化を進める							
コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
総事業費 (単位:千円)	-	15,965	15,432	10,594	21,400	21,400	21,400	
事業費(直接経費) (単位:千円)	5,698	5,465	6,332	7,094	7,400	7,400	7,400	
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	0	0	
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	1	0	0	0	0	0	
	一般財源(特別会計→事業収入)	5,697	5,465	6,332	7,094	7,400	7,400	7,400
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	10,500	9,100	3,500	14,000	14,000	14,000	
正規職員従事者数 (単位:人)	-	1.50	1.30	0.50	2.00	2.00	2.00	
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	1.50	1.50	1.50	1.50	0.00	0.00	

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	ごみの排出量抑制に関する新聞折込チラシ	計画	-	2	2
			実績	2	2	2	2	-	-
②	分別の徹底に関する広報やつしろ折込チラシ	計画	-	2	2	2	2	2	2
			実績	2	2	2	2	-	-
③	出前講座の回数（環境学習講師派遣も含む）	計画	-	30	35	35	35	35	35
			実績	25	39	31	32	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	燃えるごみの組成調査（資源物の混入率調査）	年1回、数箇所の集積所を対象に燃えるごみの組成を調査。資源物の混入率により分別意識の程度が推し量れる。	%	計画	-
				実績	18.7	21.6	20.7	24.6	-	-
②	ごみの資源化率	清掃センターに搬入された資源物の割合はごみの分別意識の浸透度を測るために有効である。□	%	計画	-	17	18	18	18	18
				実績	16.7	16.9	16.7	16.7	-	-
③	燃えるごみの市民一人当たりの排出量	啓発活動や生ごみ堆肥化容器等設置助成など施策の効果把握するために有効である	g/日・人	計画	-	441	441	441	441	441
				実績	475	467	461	460	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	本事業は市の責務として実施しているごみ収集・処理事業の経費負担の軽減に資するものとして、市民へ「ごみ減量化」の啓発を目的としている。循環型社会を構築していくために継続して行う必要がある。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	有効である ● 概ね有効である 有効でない	燃えるごみの排出量は減ってきているが、市の人口減少にも起因している。一人当たりの排出量が年々、減少していくよう施策の展開が必要である。そのために、 ①出前講座や環境学習を積極的に開催していき、各種団体と連携し、啓発活動を進める。 ②生ごみの減量・減容化を進めるため、生ごみ堆肥化容器等設置助成の広報に努め、普及を図る。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	本事業は市の責務として実施しているごみ収集・処理事業の経費負担の軽減に資するものとして、市民に「ごみの減量化」を働きかけるものであり、民間委託等には馴染まない。平成30年度の環境センター供用開始に合わせ類似事業等の集約について検討する余地がある。環境学習や出前講座、パトロールなど業務内容が多岐にわたっており、これ以上の人員削減は事業の縮小をまねいてしまう。本事業の内容は受益者負担を見直すことは難しい。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	<p>(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など)</p> <p>ごみの減量化対策事業は、市の責務として実施するごみ収集やごみ処理事業に係る経費縮減と、再資源化を図りごみの焼却を抑制することで環境の保全を目的としている。そのため、市が主体となってごみ減量の啓発を実施し、資源化や堆肥化を推進していく。</p> <p>出前講座や環境学習などを積極的に開催して、徹底した分別による再資源化が、将来にわたって社会に有益であることを啓発することで、燃えるごみの減量化を推進する。</p>		
外部評価の実施	有：外部評価	実施年度	平成22年度
改善進捗状況等	<p>H27進捗状況 3. 現状推進</p> <p>H27取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習、出前講座は、楽しくわかりやすくを基本に、分別による再資源化に取組む動機づけに心がけた。 ・市報、新聞のチラシ折込は予定回数を発行し、市民に親しめる啓発内容とした。 ・生ごみ堆肥化容器等設置助成金については、平成27年度から電気式処理機の助成額の引き上げが奏功し、交付の数が増加した。 		
決算審査特別委員会における意見等	<p style="text-align: center;">(委員からの意見等)</p> <p>特になし</p>		

所管部長等名	市民環境部長 堀 泰彦
所管課・係名	廃棄物対策課 廃棄物対策係
課長名	山口 修

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	衛生施設災害復旧事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	10	—	3	—	2
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	5	人と自然が調和するまち	事業コード(大-中-小)	5	—	33	—	19
	施策の大綱(節)【政策】	3	環境にやさしいまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目				
	具体的な施策と内容	2	廃棄物処理施設等の整備		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	【廃棄物対策課所管分】 ・H27.8.25発災の台風15号により被災した清掃センター施設や最終処分場施設設備の復旧などを行った。また、台風被害で発生した災害廃棄物の迅速な収集と処分を行った。 【環境課所管】 自然観察者用トイレ修繕を行った。 【健康増進課所管】 保健センター門扉等修繕工事を行った。 【千丁福祉事務所】 パトリア千丁の玄関庇ガラス屋根破損修理を行った。								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託					
補助金(補助先: その他)									
根拠法令、要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条								
事業期間	開始年度	終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
	平成27年度	平成27年度							

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	清掃センターと関連施設の機能保全と住民の生活環境の保全	
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	
【災害復旧ごみ収集事業】 市内2箇所に設置した仮置場で、災害廃棄物の受入を行い集積したのち、各処分場へ搬出して処分を行った。67,856千円 【施設設備復旧経費】 清掃センター台風15号災害箇所修繕工事 8,296千円 水鳥運動公園フェンス等修繕 1,166千円 平和町処分場 サッシ・硝子等修繕 1,071千円 ルーフファン等取替修繕 1,061千円 [外5件] (事業費計) 12,585千円 【健康増進課】 保健センター門扉等 1,122千円 【環境課】 自然観察者用トイレ修繕 79千円 【千丁福祉事務所】 パトリア千丁玄関庇ガラス屋根破損修理 108千円	緊急的に発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処分を実施する。 清掃センターの運転を維持して、市民生活(ごみ処理)に支障がないよう努める。	

コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)	-	0	94,350	208,125	0	0	0
事業費(直接経費) (単位:千円)	0	0	81,750	182,645	0	0	0
財源内訳	国県支出金	0	0	31,185	0	0	0
	地方債	0	0	500	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	73,843	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)	0	0	50,065	108,802	0	0
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	0	12,600	25,480	0	0	0
正規職員従事者数 (単位:人)	-	0.00	1.80	3.64	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	H27年度災害復旧を行う箇所数（廃棄物対策課9件、環境課1件、健康増進課2件、千丁福祉事務所1件）	箇所	計画	-	
			実績				13	-	-
②	災害廃棄物の収容量		計画	-			1932	16000	
			実績				1932	-	-
③			計画	-					
			実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	処分した災害廃棄物の量	仮置場内の廃棄物は完全処分する必要がある。	%	計画	-
				実績				100	-	-
②	施設設備復旧率	施設の復旧を指標と設定した。	%	計画	-			100	100	
				実績				100	-	-
③				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	被災した施設設備の機能等を復旧することや災害廃棄物の適正処理は、市民の生活環境保全のため市の責務として実施することが必要である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	目標は順調に達成できた。 市民生活において、災害廃棄物の処理のために仮置場を設置したことは有効であった。 被災した施設設備は原形復旧を行うため、見直しの余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	災害廃棄物の処理については、災害協定を結んでいる民間との委託を行ったが、緊急対応として、仮置場開設期間中は市職員の応援によるごみの受入を行った。 施設設備の災害復旧事業であるため、市が事業主体で実施する必要がある、緊急時なので必要最小限で対応していることから、コスト削減は非常に困難で見直しの余地はない。

所管部長等名	市民環境部長 堀 泰彦
所管課・係名	廃棄物対策課 廃棄物対策係
課長名	山口 修

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	敷川内環境保全対策事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	4	—	2	—	3	
施策の体系 (八代市総合計画に における位置づけ)	基本目標(章)	5	人と自然が調和するまち	総合戦略での 位置づけ	事業コード(大-中-小)	5	—	33	—	05
	施策の大綱(節)【政策】	3	環境にやさしいまちづくり		基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目					
	具体的な施策と内容	2	廃棄物処理施設等の整備		施策小項目					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	①保全用地の除草作業 ②浸出水の水質分析 ③浸出水汲み上げ及び処理業務 ④遊水池浚渫									
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 ● 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()									
根拠法令、要綱等	廃棄物及び清掃に関する法律									
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 1 義務である 2 義務ではない	
	合併前			未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	敷川内環境保全用地及び周辺住民									
事業内容(手段、方法等)	①用地の除草として、平面部の作業を地元町内に年2回、法面部の作業を業者に年1回、委託している。 ②用地の浸出水を分析するために、年4回、2ヶ所のマンホールの水質調査を業者に委託している。(分析は、熊本県産業廃棄物要綱・処理施設維持管理基準(管理型)に基づく27の項目) ③浸出水処理委託として、年2回実施。 ④用地内に泥を溜めるための遊水池があるが、年1回、浚渫の業務を業者に委託している。									
成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	周辺住民の生活環境を保全するために、除草等の用地管理を行い、埋設の廃棄物による環境汚染や汚濁等がないか水質調査による監視を継続する。									

コスト推移		25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)		-	5,983	4,206	2,690	4,465	4,465	4,465
事業費(直接経費) (単位:千円)		755	1,083	1,056	1,290	1,315	1,315	1,315
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0		0	
	地方債	0	0	0	0		0	
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	755	1,083	1,056	1,290	1,315	1,315	1,315
	一般財源(特別会計→事業収入)	0	0	0	0		0	
人件費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		-	4,900	3,150	1,400	3,150	3,150	3,150
正規職員従事者数 (単位:人)		-	0.70	0.45	0.20	0.45	0.45	0.45
臨時職員等従事者数 (単位:人)		-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	除草作業	回	計画	-	4
			実績	4	4	3	3	-	-
②	浸出水調査	回	計画	-	4	4	4	4	4
			実績	4	4	4	4	-	-
③	遊水池浚渫	回	計画	-	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	浸出水検査における基準超過項目	浸出水調査における各項目の測定結果が管理基準値を超過していないことが唯一、周辺環境への汚染がないことを判断する基準である。	項目	計画	-
				実績	0	0	0	0	-	-
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	敷川内環境保全用地は、敷川内町内に不法投棄された廃棄物を適正に処理するために整備され、八代市が維持管理を行っている。 また、当該事業は、熊本県の安全宣言が出るまで八代市が保全用地の維持管理を行うものであるため事業の実施は妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	敷川内環境保全用地の除草により、不法投棄の予防や景観を保持し、埋設廃棄物の安定化の目安とするため浸出水の水質分析調査は必要であり、活動内容は有効である。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	敷川内環境保全事業の除草作業については、「平面部」を敷川内町内へ委託し、危険度が大きい「法面部」の除草作業を業者委託にしている。分析調査や浚渫についても入札等の実施によりコスト削減に努めている。 当該事業は、熊本県の安全宣言が出るまで八代市が保全用地の維持管理を行うもので、受益者負担にはなじまないため、現行どおりの実施方法とする。

所管部長等名	市民環境部長 堀 泰彦
所管課・係名	廃棄物対策課 廃棄物対策係
課長名	山口 修

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	廃棄物処理対策事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	4	—	2	—	3
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	5	人と自然が調和するまち	事業コード(大-中-小)	5	—	33	—	14
	施策の大綱(節)【政策】	3	環境にやさしいまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目				
	具体的な施策と内容	3	廃棄物の適正処理の推進		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	廃棄物の適正処理を確保し、良好な生活環境の保全を図ることを目的に、廃棄物処理施設周辺の水質調査や、野焼きや不法投棄などの不適正処理の防止に努めている。								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 ● 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()								
根拠法令、要綱等	廃棄物の清掃及び処理に関する法律								
事業期間	開始年度		終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
	合併前		未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	昭和・二見、坂本町の産業廃棄物最終処分場の周辺住民及び市内全域の住民の生活環境保全	
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	
①産業廃棄物最終処分場の環境調査としては、水質検査を定期的に行い、地域住民に対して調査結果等の報告を行っている。 ②不法投棄監視指導員として県警OBを採用し、恒常的なパトロールを実施している。 ③野焼きや不法投棄などの廃棄物の不適正処理を確認した場合、原因者に指導を行っている。	①廃棄物処理施設や産業廃棄物最終処分場周辺の水質検査により周辺環境への影響を把握し、住民の不安解消を図る。 ②不法投棄や野焼きについて監視指導員の恒常的なパトロールにより事案の未然防止や早期発見と解決を図る。 ③廃棄物の不適正処理事業を解明して指導を行うことで、廃棄物の適正処理に関する理解を深める。	

コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)	-	12,472	8,296	8,081	18,850	22,000	22,000
事業費(直接経費) (単位:千円)	4,560	5,472	5,146	5,981	8,000	8,000	8,000
財源内訳	国県支出金	165	183	189	251	400	400
	地方債	0	0	0	0		
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0		
	一般財源(特別会計→事業収入)	4,395	5,289	4,957	5,730	7,600	7,600
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	7,000	3,150	2,100	10,850	14,000	14,000
正規職員従事者数 (単位:人)	-	1.00	0.45	0.30	1.55	2.00	2.00
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	年間不法投棄監視パトロール		日	計画	-	240	240	240	240	240
実績					240	241	237	239	-	-	
②		産業廃棄物最終処分場の環境調査		回	計画	-	12	14	14	14	14
					実績	12	14	14	14	-	-
③					計画	-					
					実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	不法投棄件数	不法投棄監視パトロールの継続は住民の意識啓発と事象の発生抑制に効果的であるため	件	計画	-	0	0	0	0	0
実績					56	53	54	49	-	-	
②	水質検査基準超過項目	環境調査項目の調査測定結果が管理基準値を超過していないことが、周辺環境への汚染がないことを判断する根拠であるため	件	計画	-	0	0	0	0	0	
				実績	0	0	0	0	-	-	
③				計画	-						
				実績					-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	産業廃棄物最終処分場周辺の環境調査は、周辺住民の生活環境に対する不安を解消するために必要不可欠な事業である。また、不法投棄監視指導員によるパトロールは廃棄物の適正な処理に大変有効であり、事業実施は妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	産業廃棄物最終処分場の水質調査では、基準値超過項目の発生はない。また、不法投棄監視指導員によるパトロールについては、不法投棄の事象発生抑制につながっている。水質調査、不法投棄パトロールともに継続することで効果がある。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	産業廃棄物最終処分場の水質検査、不法投棄パトロールともに市が実施することで住民の生活環境に対する不安の解消につながり、また、事業内容が「受益者負担」に馴染まないことから、現行どおりの実施方法でよい。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 産業廃棄物最終処分場等の水質検査については、住民の生活環境への不安解消のために行う必要がある。また、不法投棄監視指導員については、当分の間は現行の体制のままの実施を継続する。 産業廃棄物最終処分場の環境調査は、現行の内容を維持していくことが必要不可欠である。 不法投棄監視指導員のパトロールは、不法投棄や野焼き等の事案が発生しやすい地域等を重点的に巡回することで抑止効果となり、例え発生したとしても早期発見、早期解決へとつながる。監視員の県警OBという立場から地元警察との連携も期待できる。		

外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況		
	H27取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)
-------------------------	--------------------

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
				①	樹木、剪定屑リサイクル処理量	t	計画	-	350	350
				実績	346	296	312	291	-	-
				計画	-					
				実績				-	-	
				計画	-					
				実績				-	-	

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	資源化量	焼却施設への負担軽減と再資源化率向上を図るため指標と設定した。(当年実績/平成24年度実績×100)	%	計画	-
				実績	100	85	90	84	-	-
				計画	-					
				実績					-	-
				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	リサイクルの推進や市民サービスの向上につながる仕組みとして、実施する妥当性が高いため。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	焼却施設への負担軽減とリサイクルを図るために、樹木、剪定屑の堆肥化事業を行っており、成果目標の達成状況は概ね順調であるが、成果を向上させるために市民の方々の広報等の周知を行い利用促進にあたる。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	既に民間事業者已全部委託して実施して、現状で問題なく処理が実施されているため、見直しの余地はない。

所管部長等名	市民環境部長 堀 泰彦
所管課・係名	廃棄物対策課 施設管理係
課長名	山口 修

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	ごみ処理施設管理運営事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	4	—	2	—	5	
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	5	人と自然が調和するまち	総合戦略での 位置づけ	事業コード(大-中-小)	5	—	33	—	03
	施策の大綱(節)【政策】	3	環境にやさしいまちづくり		基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目					
	具体的な施策と内容	2	廃棄物処理施設等の整備		施策小項目					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	旧八代市及び旧坂本村から発生する一般廃棄物の適正な処理処分を実施する。 焼却ごみの外部委託、臨時雇用等によるプラスチック製品の資源化及び日曜資源の回収によるごみの減量、ごみ焼却施設や資源化施設の適正な維持管理を実施して、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。 なお、環境センター供用開始後は市全域から発生する一般廃棄物の処理処分を行うこととする。									
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 ● 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()									
根拠法令、要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律									
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 1 義務である 2 義務ではない	
	合併前			未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	旧八代市、旧坂本村の一般廃棄物 ※環境センターの完成後は市全域の一般廃棄物									
事業内容(手段、方法等)	一般廃棄物の処理 燃えるごみは焼却処分 (H27年度: 清掃センター27,015t、外部委託1,585t) 焼却施設及び資源化施設の維持及び適正な運営管理 第2、第4日曜日資源回収による燃やすごみの減量化 環境センター供用開始までできる限りの焼却能力を維持しながら、管理運営及び運転管理を行う。									
成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	啓発活動と適正な管理運営によって、ごみ搬入量の減少と焼却能力を維持することにより、焼却処分の外部委託と灰の処分委託量を抑える。									

コスト推移		25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)		-	535,473	526,416	561,401	543,334	420,933	456,892
事業費(直接経費) (単位:千円)		813,539	518,673	510,316	552,791	534,724	396,433	432,392
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	209,447	318,444	321,958	329,411	321,713	144,496	180,455
	一般財源(特別会計→事業収入)	604,092	200,229	188,358	223,380	213,011	251,937	251,937
人件費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		-	16,800	16,100	8,610	8,610	24,500	24,500
正規職員従事者数 (単位:人)		-	2.40	2.30	1.23	1.23	3.50	3.50
臨時職員等従事者数 (単位:人)		-	2.00	1.94	1.94	8.67	8.67	8.67

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	現有焼却能力を維持する。	t/日	計画	-	85	85	85	85	85
			実績	76	85	85	85	85	-	-
②			計画	-						
			実績						-	-
③			計画	-						
			実績						-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	外部処理委託量	外部委託焼却ごみ量の節減を行う。	t/年	計画	-	1500以内	1500以内	1500以内	1500以内
				実績	6540	1596	1630	1585	-	-
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	一般廃棄物の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による地方自治体の責務において行うものであるため、市が事業主体となって行う事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	成果目標である外部委託焼却ごみ量の節減は、概ね達成することができた。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	部分的に民間委託を行っているが、施設が老朽化しているため、コスト削減は困難である。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 環境センターが供用開始するまでは、運転を継続する。 老朽化による焼却能力の低下により維持管理費の増加が考えられるが、適正な施設管理を行うことで、安定的な一般廃棄物の処分を行う。		

外部評価の実施	有：外部評価	実施年度	平成23年度
改善進捗状況等	H27進捗状況	3. 現状推進	
	H27取組内容	運用開始から41年が経過し、老朽化が進んでいる施設の中で、旧八代市および坂本地区から収集されたごみの焼却処理を行っている。 また、焼却灰処理の外部委託量に関しては、灰質の向上等により残渣を極力抑制するようにしている。	

決算審査特別委員会における意見等	<p style="text-align: center;">(委員からの意見等)</p> 特になし
-------------------------	--

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	現有焼却能力を維持する。	t / 日	計画	-	85	85	85	85	85
実績				76	85	85	85	-	-	
②		計画	-							
		実績					-	-		
③		計画	-							
		実績					-	-		
〈記述欄〉※数値化できない場合										
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	運転日数	年間の焼却炉運転日数を目標	日/年	計画	-	320以上	320以上	320以上	320以上
実績					286	313	322	317	-	-
②					計画	-				
					実績					-
③					計画	-				
					実績					-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	一般廃棄物の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律による地方自治体の責務において行うものであるため、市が事業主体となって行う事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	成果目標である年間の焼却炉運転日数は、概ね達成することができた。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	センター運営との連携や維持修繕の優先度の判断が必要なことから民間委託等は困難であり、施設が老朽化しているため、コスト削減は困難である。

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	一般廃棄物の適正処理	%	計画	-	-	100	100	100
実績				-	-	100	100	-	-
②				計画	-				
				実績					-
③				計画	-				
				実績					-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	一般廃棄物の処分量	東陽町、泉町、千丁町、鏡町の一般廃棄物の処分	%	計画	-	-	100	100	100
実績					-	-	100	100	-	-
②				計画	-					
				実績						-
③				計画	-					
				実績						-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	一般廃棄物の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による地方自治体の責務において行うものであるため、市が事業主体となつて行う事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	成果目標である一般廃棄物の適正処分については、概ね達成することができた、市町村合併時の取り決めで、生活環境事務組合が運営しているため、見直しの余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	現行どおりでよい ● 見直しが必要	負担金については、市町村合併時の取り決めで、見直しの余地はないが、環境センターの建設に伴い、負担金額の見直しが必要である。

所管部長等名	市民環境部長 堀 泰彦
所管課・係名	廃棄物対策課 施設管理係
課長名	山口 修

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	ごみ収集管理事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	4	—	2	—	5
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	5	人と自然が調和するまち	事業コード(大-中-小)	5	—	33	—	12
	施策の大綱(節)【政策】	3	環境にやさしいまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標	4	“やつしろ”の発展を支えるまちづくり		
	施策の展開(項)【施策】	3	循環型社会の推進		施策大項目	2	暮らしの拠点づくり		
	具体的な施策と内容	3	廃棄物の適正処理の推進		施策小項目	1	「生活基盤」の整備		
事務事業の概要 (全体事業の内容)	ステーション方式（一部路線収集）の収集体制により、家庭から排出された一般廃棄物を収集運搬する。 ※ステーション方式 ごみ収集方式の一つで、地域住民が特定の集積所（ステーション）にごみを排出し収集する方法								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 一部委託 ● 全部委託 補助金(補助先:) その他()								
根拠法令、要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律								
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
	合併前			未定					

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	本市の一般家庭から集積所に排出された一般廃棄物								
事業内容(手段、方法等)	ステーション方式（一部路線収集）の収集体制により、家庭から排出された一般廃棄物を収集運搬する。								
成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。								
集積所(ステーション)数	本庁管内 2,400箇所 坂本支所管内 176箇所 千丁支所管内 146箇所 鏡支所管内 430箇所(一部路線収集) 東陽支所管内 61箇所 泉支所管内 141箇所 合計 3,354箇所								

コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)	-	265,872	270,845	301,916	327,824	327,824	327,824
事業費(直接経費) (単位:千円)	227,374	246,692	252,645	280,076	308,084	308,084	308,084
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	121,438	226	1,071	9	1,071	9
	一般財源(特別会計→事業収入)	105,936	246,466	251,574	280,067	307,013	308,075
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	19,180	18,200	21,840	19,740	19,740	19,740
正規職員従事者数 (単位:人)	-	2.74	2.60	3.12	2.82	2.82	2.82
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	0.50	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	八代市一般廃棄物処理実施計画及び排出基準に従って排出された一般廃棄物の収集率	%	計画	-	100	100	100	100	100
実績				100	100	100	100	-	-	
②		計画	-							
		実績					-	-		
③		計画	-							
		実績					-	-		

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	八代市一般廃棄物処理実施計画に従って排出された一般廃棄物の収集率	本市域内の一般廃棄物を収集することは本市の責務であり、市民の公衆衛生の確保につながる。	%	計画	-	100	100	100	100
実績					100	100	100	100	-	-
②		計画	-							
		実績					-	-		
③		計画	-							
		実績					-	-		

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法に従って適正処理を行う責務を有しており、市民の生活環境の保全上、極めて重要な事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	集積所に排出された一般廃棄物を、八代市一般廃棄物処理実施計画に従って収集運搬・適正処理を実施している。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	収集業務は既に民間事業者已全部委託して実施している。

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
①	八代市分別収集計画に従って排出された一般廃棄物の収集率	%	計画	-	100	100	100	100	100	
			実績	100	100	100	100	-	-	
	②			計画	-					
				実績					-	-
	③				計画	-				
					実績					-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
①	八代市分別収集計画に従って排出された一般廃棄物の収集率	一般廃棄物の最終処分量の削減につながる。	%	計画	-	100	100	100	100	100	
				実績	100	100	100	100	-	-	
	②				計画	-					
					実績					-	-
	③					計画	-				
						実績					-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法に従って適正処理を行う責務を有しており、市民の生活環境の保全上、極めて重要な事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	集積所に排出された資源ごみを、八代市分別収集計画に従って収集運搬・適正処理を実施している。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	収集業務は既に民間事業者者に全部委託して実施している。

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	計画	-			
			実績					-	-
	②		計画	-					
			実績					-	-
	③		計画	-					
			実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合
 裁判所の出頭命令に従って口頭弁論期日において本市の主張を肅々と行う裁判手続であるため、活動指標の数値化が困難である。

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	計画	-			
			実績						-	-
	②		計画	-						
			実績						-	-
	③		計画	-						
			実績						-	-

<記述欄>※数値化できない場合
 本市の主張が認められた判決を得ることが成果目標であり、成果指標を数値化することが困難である。

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	本市を被告とする訴訟を提起されたことにより、裁判所から口頭弁論期日への出頭命令が行われたことから、紛争解決のために不可欠な事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	裁判所の出頭命令に従って、口頭弁論期日において本市の主張を行う裁判手続であることから、活動内容を見直す余地がない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	裁判所に出頭して本市の主張を陳述するためには、極めて高度で専門的な知識が必要であり、専門的な知識を有する弁護士を本市の訴訟代理人として委任して事業を実施する必要がある。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 本市を被告とする訴訟を提起されたことにより、裁判所から口頭弁論期日への出頭命令が行われたことから、紛争解決のために不可欠な事業である。		

外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況		
	H27取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)
-------------------------	---